

社会福祉法人湖成会 定 款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 養護老人ホームの経営
 - (ハ) 軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営
 - (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人湖成会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第四条 この法人の事務所を静岡県富士宮市大鹿窪一四三番地一に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を静岡県熱海市伊豆山七一七番地一に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一四条 評議員会に議長を置き、評議員の互選により定める。

(決議)

- 第一五条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、これに署名又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第一七条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第一八条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第十九条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第二十条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十一条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第二十二条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二三条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第十七条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二四条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二五条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(責任の免除)

第二九条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第三十条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(招集)

第三一条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第三二条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選により定める。

(決議)

第三三条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三四条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三五条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第四三条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三六条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、静岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下

同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三七条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三八条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三九条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第四十条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四十一条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四十二条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四三条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四四条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の三分の二以上の承認を要する。

第八章 解散

(解散)

第四五条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四六条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四七条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四八条 この法人の公告は、社会福祉法人湖成会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四九条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	湖 山 泰 成
理 事	本 多 純 男
理 事	廣 瀬 巖
理 事	齊 藤 和 可 子
理 事	内 田 冬 子
理 事	宮 崎 豊 彦
理 事	芹 田 貢
理 事	服 部 一
理 事	米 山 守 雄
理 事	大 塚 周 次
理 事	望 月 肇
理 事	遠 藤 昭 次
理 事	岩 間 昭 彦
理 事	高 橋 新 吉
監 事	高 木 孝 悦
監 事	齊 藤 吉 宗

附 則

平成一六年十一月二二日付け定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い、選任される評議員の任期は、定款第八条の規定にかかわらず、平成一八年三月三十一日までとする。

附 則

この定款は、平成二九年四月一日から施行する。

別表

(1) 土地

番号	地番	地目	面積	摘要
1	静岡県富士宮市大鹿窪字窪			多機能ホームあった 家の土地
	151番地1	田	620.00㎡	
	151番地2	雑種地	597.00㎡	
	152番地1	田	305.00㎡	
	152番地2	田	38.00㎡	
	152番地5	田	10.00㎡	
	152番地7	田	2.18㎡	
2	静岡県富士宮市羽鮒字稗久保			特別養護老人ホーム 楓の丘の土地
	2505番地1	宅地	9565.58㎡	
3	静岡県富士市大淵字座松			特別養護老人ホーム 月のあかりの土地
	829番15	宅地	125.17㎡	
	829番16	宅地	9.66㎡	
	830番2	山林	37.00㎡	
	830番3	山林	54.00㎡	
	830番6	宅地	60.51㎡	
	830番7	山林	1.41㎡	
	830番8	宅地	51.89㎡	
	830番9	宅地	153.61㎡	
	830番12	宅地	46.80㎡	
	830番13	宅地	159.88㎡	
	830番14	宅地	357.59㎡	
	830番15	宅地	222.17㎡	
	830番16	宅地	132.83㎡	
	830番17	宅地	73.12㎡	
	847番4	宅地	2444.89㎡	
	847番7	宅地	154.09㎡	
	847番8	宅地	2110.09㎡	
	847番9	宅地	150.15㎡	
847番11	宅地	254.50㎡		
847番12	宅地	2823.54㎡		

4	神奈川県小田原市久野字多古境				
	496番8	宅地	577.99 m ²		
	496番13	宅地	5.71 m ²		
	498番1	宅地	1489.00 m ²		
	498番3	宅地	60.91 m ²		
	498番5	宅地	15.96 m ²		
	499番1	宅地	1435.12 m ²	特別養護老人ホーム	
	499番3	宅地	77.95 m ²	宙のとびらの土地	
	502番3	宅地	198.00 m ²		
	502番13	宅地	64.24 m ²		
	503番1	宅地	274.00 m ²		
	503番4	宅地	60.43 m ²		
	504番1	宅地	602.54 m ²		
	504番4	宅地	37.65 m ²		
5	神奈川県鎌倉市関谷字長者久保				
	1604番1	宅地	1992.73 m ²		
	1604番5	宅地	608.69 m ²	特別養護老人ホーム	
	1604番6	宅地	70.67 m ²	雪のほころの土地	
	1607番	宅地	82.00 m ²		
	1610番1	宅地	2305.93 m ²		

(2) 建物

番号	所在	構造	種類	床面積	摘要
1	静岡県富士宮市大鹿窪字窪 143番地1	鉄骨造 瓦・亜鉛 メッキ銅板葺 平家建	養護所	3893.68 m ²	家屋番号 143番1 特別養護老人ホーム 百恵の郷の建物
2	静岡県富士宮市大鹿窪字窪 143番地1	鉄筋コンクリ ート造 アルミニュー ム板葺 平家建	ボイラー 室	60.00 m ²	符号1 特別養護老人ホーム 百恵の郷のボイラー 室

3	静岡県富士宮市内房字立谷 4394番地2 4394番地1の1 4394番地11 4394番地18 4395番地2 4395番地3	鉄骨造 瓦葺 2階建	デイサービスセンター	1階 362.43㎡ 2階 135.45㎡	家屋番号 4394番2 デイサービスセンター稲瀬の建物
4	静岡県熱海市伊豆山字上野地 717番地1、717番地2 717番地3 717番地24 716番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建 鉄筋コンクリート造陸屋根 7階建	養護所 養護所	7679.48㎡ 5769.21㎡	熱海伊豆海の郷 北棟 養護老人ホーム、ケアハウスの建物 熱海伊豆海の郷 南棟 特別養護老人ホームの建物
5	静岡県富士宮市大鹿窪字窪 151番地1、151番地2 152番地1	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建	グループホーム	634.26㎡	家屋番号 151番1 多機能ホームあった家の建物
6	静岡県富士市中丸字中の浦 389番地、390番地1	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	グループホーム 養護所	550.06㎡	家屋番号 389番 多機能ホーム橙の建物
7	静岡県富士市石坂字薬師裏 78番地3、70番地8 78番地4、78番地17 78番地18	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	養護所	582.56㎡	家屋番号 78番3 多機能ホーム萌木の建物
8	静岡県富士宮市羽鮒字稗久保 2505番地1	鉄骨造 ルーフィングぶき 4階建	老人ホーム	1階 557.65㎡ 2階 2318.25㎡ 3階 1606.70㎡ 4階 1499.27㎡	家屋番号 2505番1 特別養護老人ホーム 楓の丘の建物
9	静岡県富士市大淵字座松 847番地4、847番地8 847番地9 847番地11 847番地12	鉄骨造 合金メッキ鋼板・かわらぶき 2階建	老人ホーム・デイサービスセンター	1階 2373.52㎡ 2階 2300.71㎡	家屋番号 847番4 特別養護老人ホーム 月のあかりの建物

10	静岡県富士市大淵字座松 847番地4、847番地8 847番地9 847番地11 847番地12	鉄骨造 合金メッキ 鋼板ぶき 2階建	老人ホーム	1階 1076.58㎡ 2階 793.46㎡	符号1 特別養護老人ホーム 月のあかりの建物
11	静岡県富士市大淵字座松 847番地4、847番地8 847番地9 847番地11 847番地12	鉄骨造 合金メッキ 鋼板ぶき 平家建	老人ホーム	30.25㎡	符号2 特別養護老人ホーム 月のあかりの建物
12	神奈川県小田原市久野字多古境 498番地1、496番地8 498番地3、498番地5 499番地1、499番地3 502番地13 503番地1、503番地4 504番地1、504番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	老人ホーム	1階 1349.19㎡ 2階 1349.19㎡ 3階 1290.06㎡ 4階 215.42㎡	家屋番号 498番1 特別養護老人ホーム 宙のとびらの建物
13	神奈川県鎌倉市関谷字長者久保 1604番地1 1604番地5 1610番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	老人ホーム	1階 1506.72㎡ 2階 1523.22㎡ 3階 1558.91㎡	家屋番号 1604番1 特別養護老人ホーム 雪のほこらの建物